

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先  
機関（沖縄電波追跡所）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 科学技術庁, 沖縄電波追跡所, 所有権移転 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43432">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43432</a>

土地問題

~~米国民政府の同意を得て~~  
~~米国民政府の同意を得て~~  
~~米国民政府の同意を得て~~  
~~米国民政府の同意を得て~~  
~~米国民政府の同意を得て~~

米政府の同意とリツケテ  
追跡所設置の口上書の内  
容の一部変更についての同  
意とリツケテ了解する。  
法相 野村  
参事官 朱張  
北米分一課長

沖縄愛波追跡所の地位変更

(中) 土地問題

64.7.31  
米北一

7月30日 科学技術庁より、沖縄愛波追跡  
所の地位変更(科学技術庁付属後南 宇宙開発

推進本部の支所が本年10月1日より 宇宙開発事  
業団の支所となる)に伴い、現地日本政府

の土地に於ける同追跡所の敷地と事業団  
に譲渡するに付、早急に ~~在米米軍~~ 米軍  
三冲縄

政府の早急の同意を得るに付、重要  
紙一紙。

8月2日 午後 米北一 佐藤より、在米  
米北一書記官より、米北科学技術

庁の要望を以て、政府の意向照会等  
紙一紙に付、後刻同書記官より、政府

波跡所 付属の江ノ口に照合は結  
果ありと、米例と同一追跡所の土地

が日本政府の土地に於けるかは、米例  
日本政府の事業団への譲渡に付、異存は

ない、旨回答紙一紙。

科学技術庁に付、米北一とリツケテ連絡  
に付、

在米米軍 沖縄愛波追跡所の地位変更  
に付、米例と口上書交換に付、準備

中、米軍、科学技術庁に付、6月米成立

1. 宇宙開発推進法に基づき、本年10月1日同法施行を期して、

調査の必要上、法制定の資料を、  
とりわけ、土地の問題を早急に整理し

つた調査が必要であること、  
これを速やかに整理し、

44 7 30

科学技術庁

お願い

科学技術庁としては、宇宙開発事業団の設立に関する政令を早急に定める必要があります。

このこと、沖縄電波管跡所に関する土地等の承継について、米民政府の原則的同意(口頭でも可)を8月8日に得ることは、内閣法制局より強く要求されています。

当庁として、外務省を通じて、同日までに是非共確認願うよう大臣官房まで話し合いの上、依頼するところといたします。

なお、総理府特選局としては、米民政府への窓口はあくまでも外務省を通じて行って頂く必要があるとの意向を示した。

8月8日に是非共確認頂けるかどうかの可否につき、至急、中速申下さい。

581-5271(内、260) 本村

8時迄までお願いします。

政令の制定日が今週一杯(8月2日)まで  
であり、それまでに口上書、兼送品用の

基本的同意(11答不許可)を至急ほしい。

※ 最期限 土地の恒久的権利の取得  
に因り事前許可を通知してほしい。

(その理由)  
※ 米業団が三浦湾の土地を支配している

「非流通人、土地の恒久的権利の取得を  
規制する法律、1965年法律第120号」

により琉球政務庁の許可を要するところ  
にある。

琉球政務庁米業事務所長は米業団の許可を  
許可できないという理由を述べた。

この点、米業団の側から同意してほしい  
という理由を至急提供してほしい。